

明治大学自己点検・評価規程

2006年2月1日制定
2005年度規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、明治大学学則（昭和24年規則第6号）第1条第2項、明治大学大学院学則（昭和27年規則第7号）第2条第2項、明治大学法科大学院学則（2003年度規則第5号）第3条及び明治大学専門職大学院学則（2007年度規則第21号）第3条の規定に基づく自己点検・評価について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、本大学の教育・研究上の組織及びその活動並びに本法人の運営について必要な自己点検・評価を実施することにより、本大学の教育・研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的とする。

(全学委員会の設置)

第3条 自己点検・評価の前提となる基本的事項及び基本計画を審議・決定し、総合的な自己点検・評価を実施するため、学長の下に明治大学自己点検・評価全学委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

(全学委員会の任務)

第4条 全学委員会は、次に掲げる事項について審議するとともに、その決定に基づく総合的な自己点検・評価を実施することを任務とする。

- (1) 自己点検・評価の前提となる本大学の理念、将来構想及び改善方針に関すること。
- (2) 自己点検・評価の基本計画に関すること。
- (3) 自己点検・評価の対象となる範囲、分野、項目等に関すること。
- (4) 自己点検・評価の組織及び体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価の結果に基づく検証に関すること。
- (6) 自己点検・評価の結果に基づく改善策の策定に関すること。
- (7) 自己点検・評価にかかる報告書の作成及び公表に関すること。
- (8) 自己点検・評価の結果に基づく認証評価申請に関すること。
- (9) 前各号のほか、自己点検・評価に関し全学委員会が必要と認めた事項

(全学委員会の組織)

第5条 全学委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事長が指名する常勤理事 2 名
- (3) 教務部長及び学生部長
- (4) 各学部教授会から推薦された専任教員各 1 名
- (5) 大学院委員会、法科大学院教授会及び専門職大学院委員会から推薦された専任教員各 1 名
- (6) 学長が指名する専任教員（第 4 号及び前号を除く。） 3 名
- (7) 理事長が指名する事務管理職 3 名

2 前項第 4 号から第 7 号までの委員は、学長が委嘱する。
(全学委員会委員の任期)

第 6 条 全学委員会委員（以下「委員」という。）の任期は、職務上委員となる者を除き、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。
(全学委員会委員長及び副委員長)

第 7 条 全学委員会に、全学委員会委員長（以下「委員長」という。） 1 名及び全学委員会副委員長（以下「副委員長」という。） 2 名を置く。

2 委員長は、学長をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
3 委員長は、全学委員会の議長となり、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が定めた順位により、その職務を代行する。
(全学委員会の会議)

第 8 条 全学委員会は、委員長が招集する。

2 全学委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 全学委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4 全学委員会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
(学部等委員会の設置)

第 9 条 各学部、大学院研究科及び付属機関並びに点検・評価項目に関連する教学及び法人の各部門にそれぞれ自己点検・評価学部等委員会（以下「学部等委員会」という。）を置く。

2 学部等委員会は、全学委員会における審議・決定に基づき、当該部門の

自己点検・評価を主体的かつ具体的に実施する。

- 3 学部等委員会の委員及び運営については、当該学部等委員会ごとに定める。

(自己点検・評価報告書の作成・提出)

第10条 学部等委員会は、自己点検・評価の結果に基づき、当該部門の自己点検・評価報告書を作成し、全学委員会に提出する。

- 2 全学委員会は、前項により、学部等委員会から提出された自己点検・評価報告書に基づき、総合的な自己点検・評価報告書を作成し、次条に規定する評価委員会に提出する。

(評価委員会の設置)

第11条 全学委員会から提出された自己点検・評価報告書を評価し、その評価結果を全学委員会に報告するため、評価委員会を設置する。

(評価委員会の組織)

第12条 評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 理事長が指名する常勤理事 2 名
- (4) 各学部長、大学院長、法科大学院長及び専門職大学院長
- (5) 理事長が指名する学識経験者 7 名

2 前項第 5 号の委員は、理事長が委嘱する。

3 評価委員会委員（学長を除く。）は、全学委員会委員を兼ねることができない。

(評価委員会委員長及び副委員長)

第13条 評価委員会に、評価委員会委員長及び評価委員会副委員長各 1 名を置く。

2 評価委員会委員長は、理事長をもって充て、評価委員会副委員長は、評価委員会委員のうちから評価委員会委員長が指名する。

3 評価委員会委員長は、評価委員会の議長となり、会務を総理する。

4 評価委員会副委員長は、評価委員会委員長を補佐し、評価委員会委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(準用規定)

第14条 評価委員会委員の任期及び再任並びに評価委員会の運営については、第 6 条及び第 8 条の規定を準用する。

(自己点検・評価結果の公表)

第15条 全学委員会は、評価委員会からの評価結果を付して当該年度の自

己点検・評価報告書を学内外に公表するものとする。

(構成員の義務)

第16条 本法人及び本大学の構成員は、自己点検・評価の結果を真しに受け止め、教育・研究活動の活性化及び業務の改善に努めなければならない。
(結果の活用)

第17条 理事長及び学長は、自己点検・評価を実施した結果、改善が必要であると認めた事項について、速やかに、有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。

(事務)

第18条 全学委員会及び評価委員会の事務は、教学企画部評価情報事務室が行う。

(雑則)

第19条 この規程に定めのない事項については、委員長が全学委員会の同意を得て、これを定めることができる。

附 則 (2005年度規程第17号)

(施行期日)

1 この規程は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 学校法人明治大学自己点検・評価基本規程(1995年度規程第12号)

(2) 学校法人明治大学自己点検・評価基本委員会規程(1995年度規程第17号)

(3) 法人自己点検・評価委員会規程(1995年度規程第18号)

(4) 教学自己点検・評価委員会規程(1995年度規程第19号)

(通達第1418号)

附 則 (2007年度規程第21号)

この規程は、2007年(平成19年)9月10日から施行する。

(通達第1562号)(注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2007年度規程第61号)

この規程は、2008年(平成20年)4月1日から施行する。

(通達第1647号)(注 国際日本学部の設置による全学委員会及び評価委員会に係る委員構成の変更に伴う改正)

附 則 (2008年度規程第12号)

この規程は、2008年(平成20年)6月5日から施行し、改正後の規

定は、同年4月1日から適用する。

(通達第1703号) (注 二部教務部長の廃止及び大学院制度改革の実施に伴う改正)

附 則 (2008年度規程第47号)

この規程は、2008年（平成20年）12月18日から施行する。

(通達第1766号) (注 大学院制度改革の実施及び事務機構第一次見直しによる委員構成及び事務部署名の変更に伴う改正)

附 則 (2012年度規程第40号)

この規程は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

(通達第2142号) (注 総合数理学部の設置による委員の追加に伴う改正)

附 則 (2013年度規程第19号)

この規程は、2014年（平成26年）3月19日から施行する。

(通達第2233号) (注 所管部署を評価情報事務室に変更することに伴う改正)